

保安規定に定める監視に用いている計器および定期検査の判定基準を満たすことの確認に用いている計器の点検結果について（概要）

原子力安全・保安院からの指示文書を受け、当社が平成 18 年 7 月 11 日に提出した「原子力発電所に設置されている計器に関する点検計画書」（以下、点検計画書という）にもとづき、保安規定に定める監視に用いている計器および定期検査の判定基準を満たすことの確認に用いている計器の点検を実施した結果の概要を以下に示す。

1. 点検対象範囲

今回の点検対象範囲は、原子力安全・保安院の指示文書を受けて優先的に点検に取り組むこととした範囲であり、現在、定期検査中の福島第一原子力発電所 5 号機、柏崎刈羽原子力発電所 4 号機を除く 15 プラントの次に掲げる計器である。

- (1) 保安規定に定める監視に用いている計器
- (2) 定期検査の判定基準を満たすことの確認に用いている計器

その結果、具体的な対象計器の数（ループ）は以下の通りとなった。

なお、保安規定に定める監視に用いている計器ループと定期検査の判定基準を満たすことの確認に用いている計器ループについては、条文及び検査ごとにループ数を算出しており、重複している場合もある。

< 福島第一原子力発電所 >

	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	発電所計
保安規定に定める監視に用いている計器ループ	309	310	304	295	-（注）	428	1,646
定期検査の判定基準を満たすことの確認に用いている計器ループ	279	275	266	271	-（注）	293	1,384

< 福島第二原子力発電所 >

	1号機	2号機	3号機	4号機	発電所計
保安規定に定める 監視に用いている 計器ループ	466	438	449	447	1,800
定期検査の判定基準を 満たすことの確認に 用いている計器ループ	355	424	362	423	1,564

< 柏崎刈羽原子力発電所 >

	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機	発電所計
保安規定に定める 監視に用いている 計器ループ	486	473	469	- (注)	464	462	472	2,826
定期検査の判定基準を 満たすことの確認に 用いている計器ループ	401	375	383	- (注)	374	369	373	2,275

(注) 福島第一原子力発電所 5号機、柏崎刈羽原子力発電所 4号機は原子炉起動(制御棒引抜き開始)までに点検を実施し、報告する。

2. 点検方法

対象計器について、検出器から指示・表示器/制御器まで計測回路全てにわたり、測定対象が適切に計測されていることの妥当性について、設計図書や計器点検記録等により確認する。

3. 点検結果

各原子力発電所において点検を実施した結果、計器が適正な指示値を示していなかった不適合が、福島第一原子力発電所で6件、福島第二原子力発電所で1件確認された。(それぞれの内容は添付資料参照)

柏崎刈羽原子力発電所においては、計器が適正な指示値を示していなかった不適合は確認されなかった。

(1) 保安規定で定める運転上の制限の逸脱を伴うもの(2件) < 添付資料1~2 >

- 福島第一原子力発電所 4号機 炉心スプレイ系ポンプ(A)(B) 出口圧力
- 福島第一原子力発電所 6号機 低圧炉心スプレイ系ポンプ流量

これらについては、保安規定で定める運転上の制限を逸脱していたため、直ちに計器の修正を行い、適正な指示値を示していることを確認し、運転上の制限の逸脱から復帰した。(平成 18 年 7 月 31 日お知らせ済み)

(2) 安全上問題はないものの、計器が適正な指示値を示していなかったために修正したもの(2件) <添付資料3~4>

福島第一原子力発電所 1 号機 ほう酸水貯蔵タンク水位

福島第二原子力発電所 1 号機 排ガス粒子フィルタ流量

これらについては、保安規定で定める運転上の制限の逸脱等はなかったが、適正な指示値を示していなかったため、計器の修正を行い、適正な指示値を示していることを確認した。

(3) 安全上問題はなく、計器が適正な指示値を示していないが、適切な管理が可能であり、次回定期検査にて修正するもの(3件) <添付資料5~7>

福島第一原子力発電所 2 号機 炉心スプレイ系ポンプ(A)(B)流量

福島第一原子力発電所 2 号機 高圧注水系ポンプ流量

福島第一原子力発電所 2 号機 原子炉隔離時冷却系ポンプ流量

これらについては、適正な指示値を示していなかったが、安全側に指示する差異であったため、計器の指示値を換算(計算)することによって適切な値として管理することとし、次回定期検査において正しく校正する。

上記7件以外の計器については、適正な指示値を示していることを確認した。

なお、各原子力発電所における今回の点検の過程において、点検に使用した図書に誤記や記入漏れ等が確認されたことから、あわせて図書の修正を実施していく。

4. 今後の予定

点検計画書のとおり、今後も引き続き点検を実施し、以下のとおり原子力安全・保安院への報告をおこなう。

- (1) 福島第一原子力発電所 5 号機と柏崎刈羽原子力発電所 4 号機の保安規定に定める監視に用いている計器及び定期検査の判定基準を満たすことの確認に用いている計器の点検結果を、それぞれ原子炉起動までに報告する。
- (2) 点検結果を踏まえた原因究明と再発防止策についての中間報告を平成 18 年 8 月 31 日までに報告する。
- (3) その他の計器の点検と、点検結果を踏まえた原因究明と再発防止策についての最終報告を平成 19 年 7 月 31 日までに報告する。

以上